

## ■ 禁煙外来のご案内

当院では、保険診療でニコチン依存症の治療を行っております。  
保険適用の場合には以下の条件が必要となります。

1. 直ちに禁煙しようと考えていること。
2. ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)によりニコチン依存症と診断されていること。
3. 35歳以上について、ブリンクマン指数(=1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上であること。
4. 「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療プログラムについて説明を受け、当該プログラムへの参加について文書により同意していること。

なお、加熱式たばこの喫煙者についても治療の対象となります。

## ■ 診療科 呼吸器内科(2階)

令和2年9月1日